

日EU・EPA自己申告制度について ～ 手続簡略化～

2019年10月
財務省関税局・税関
EPA原産地センター

I. 日EU・EPAの概要

II. 日EU・EPA 自己申告制度

III. 日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

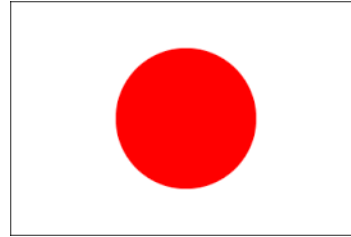
IV. 日EU・EPA 輸入者による自己申告

V. その他(輸出面等)

日EU・EPAの概要

○ 協定発効までの経緯

2013年 3月	交渉開始決定
2017年 7月	大枠合意
2017年 12月	交渉妥結
2018年 7月	署名
2019年 2月	発効



○ 協定発効の効果

- ◆ 日本の実質GDPを約1% (約5兆円) 押し上げ、雇用は約0.5% (約29万人) 増加の見込み (内閣官房TPP等政府対策本部による試算)。アベノミクスの成長戦略の重要な柱 (総理施政方針演説等)。
- ◆ 世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。
- ◆ 協定締結により、貿易・投資の自由化・円滑化が促進され、日EU関係全般の一層の緊密化が期待される。

○ 関税撤廃・削除

- ◆ 全品目のうち、EU側で約99%、日本側で約94%の関税が最終的に撤廃される予定。
- ◆ 工業製品の撤廃率は最終的に100% (即時撤廃は品目数ベースでEU側96.3%、日本側96.0%)
- ◆ 農水産物の撤廃率は最終的に品目数ベースでEU側で約98%、日本側で約82%

日EU・EPAの概要

日EU・EPA原産地規則

- 日EU・EPA税率は、EPA相手国の原産品に対してのみ適用される。
- 日EU・EPA原産地規則章では、原産品の定義(原産地基準)やEPA税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)セクションA(原産地規則)、(2)セクションB(原産地手続)、(3)セクションC(雑則)、及び(4)品目別原産地規則(PSR: Product Specific Rules of Origin)等の附属書から構成されている。

◆ セクションA(原産地規則)

➤ 原産品

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③品目別原産地規則を満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品は日EU・EPAにおける原産品となる。

➤ 累積

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産材料や生産行為とみなす)。

◆ セクションB(原産地手続)

➤ 特恵要求手続(証明制度)

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

➤ 確認手続(検証)

輸入国税関は、輸入された貨物が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証、を行うことができる。

◆ セクションC(雑則)

セウタ及びメリリヤへの適用、原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会、経過規定

◆ 品目別原産地規則(PSR)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

I. 日EU・EPAの概要

II. 日EU・EPA 自己申告制度

III. 日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

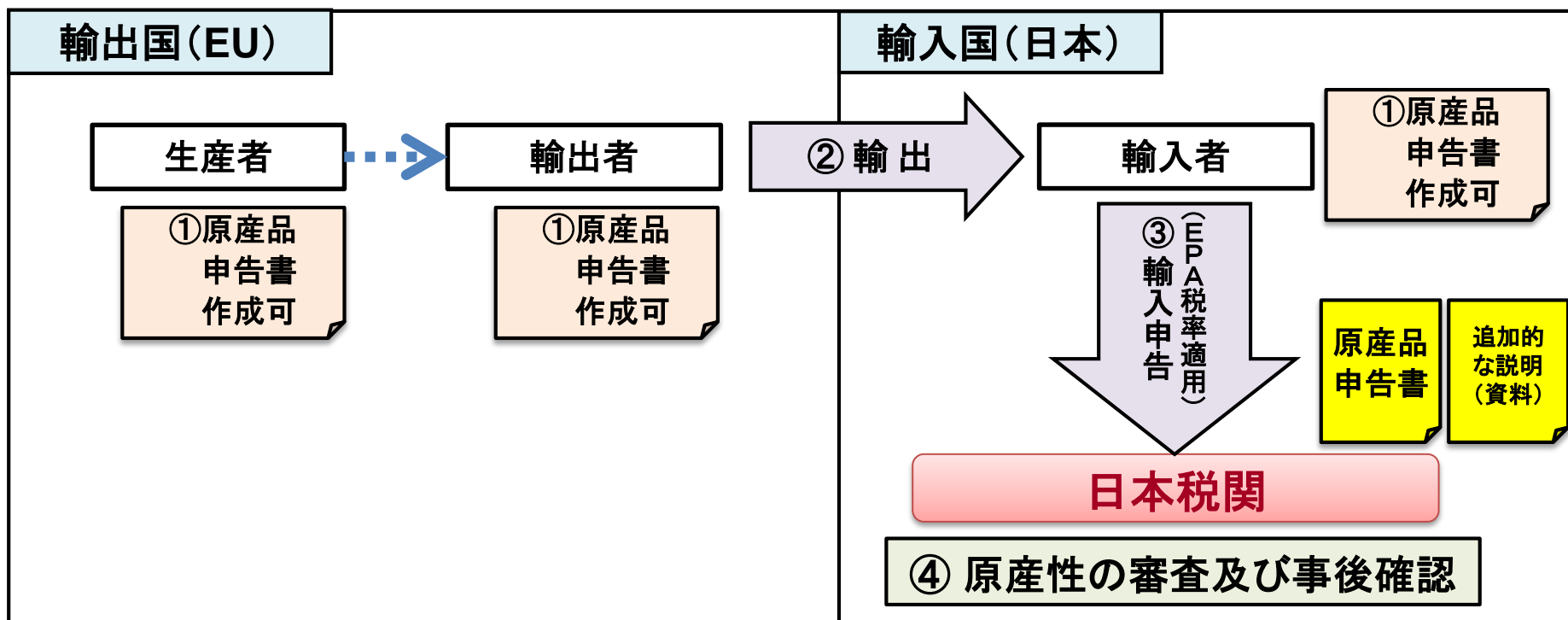
IV. 日EU・EPA 輸入者による自己申告

V. その他(輸出面等)

日EU・EPA 自己申告制度

- 日EU・EPAにおいては、自己申告制度のみが採用されている（第三者証明制度は採用されていない。）。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 協定上の「輸出者」には、「生産者」が含まれる。
- 協定上、輸出者による自己申告は「原産地に関する申告」、輸入者による自己申告は「輸入者の知識」と規定されている。
- 税関は輸入申告時に原産品であることに係る追加的な説明（資料）を求めることができる。

【日本への輸入】



※ 完全生産品及び事前教示を取得している場合は、輸入（納税）申告書に所定の記載をすることにより、追加的な説明（資料）の提出省略可能。

日EU・EPA 自己申告制度

【参考】日EU・EPA 自己申告制度関連規定

○ 特恵待遇の要求

第3.16条 関税上の特恵待遇の要求

- 1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特恵待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特恵待遇を与える。輸入者は、関税上の特恵待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。
- 2 関税上の特恵待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。
 - (a) 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告
 - (b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識
- 3 関税上の特恵待遇の要求及び2(a)又は(b)に定めるその根拠は、輸入締約国の法令に従って、税関への輸入申告に含まれるものとする。輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、産品がこの章に定める要件を満たすことの説明を当該輸入者が提供することができる範囲において、税関への輸入申告の一部として、又は当該輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができる。

○ 輸出者・生産者による自己申告

第3.1条 定義

- (c) 「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの(原産地に関する申告を作成する者に限る。)をいう。

第3.17条 原産地に関する申告

- 1 原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報(当該産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。)に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。輸出者は、原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を追う。
- 2 原産地に関する申告については、附属書三-Dに規定する申告文のうち一の言語によるものを用いて、仕入書その他の商業上の文書(原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの)上に作成する。輸入締約国は、輸入者に対して原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう要求してはならない。
(以下、略)

○ 輸入者による自己申告

第3.18条 輸入者の知識

産品が輸出締約国の原産品であるという輸入者の知識は、当該産品が原産品であること及びこの章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものとする。

日EU・EPA 自己申告制度

日EU・EPA輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について
(令和元年7月17日 税関HP掲載)

○ 一部税関手続の簡略化(令和元年8月1日～)

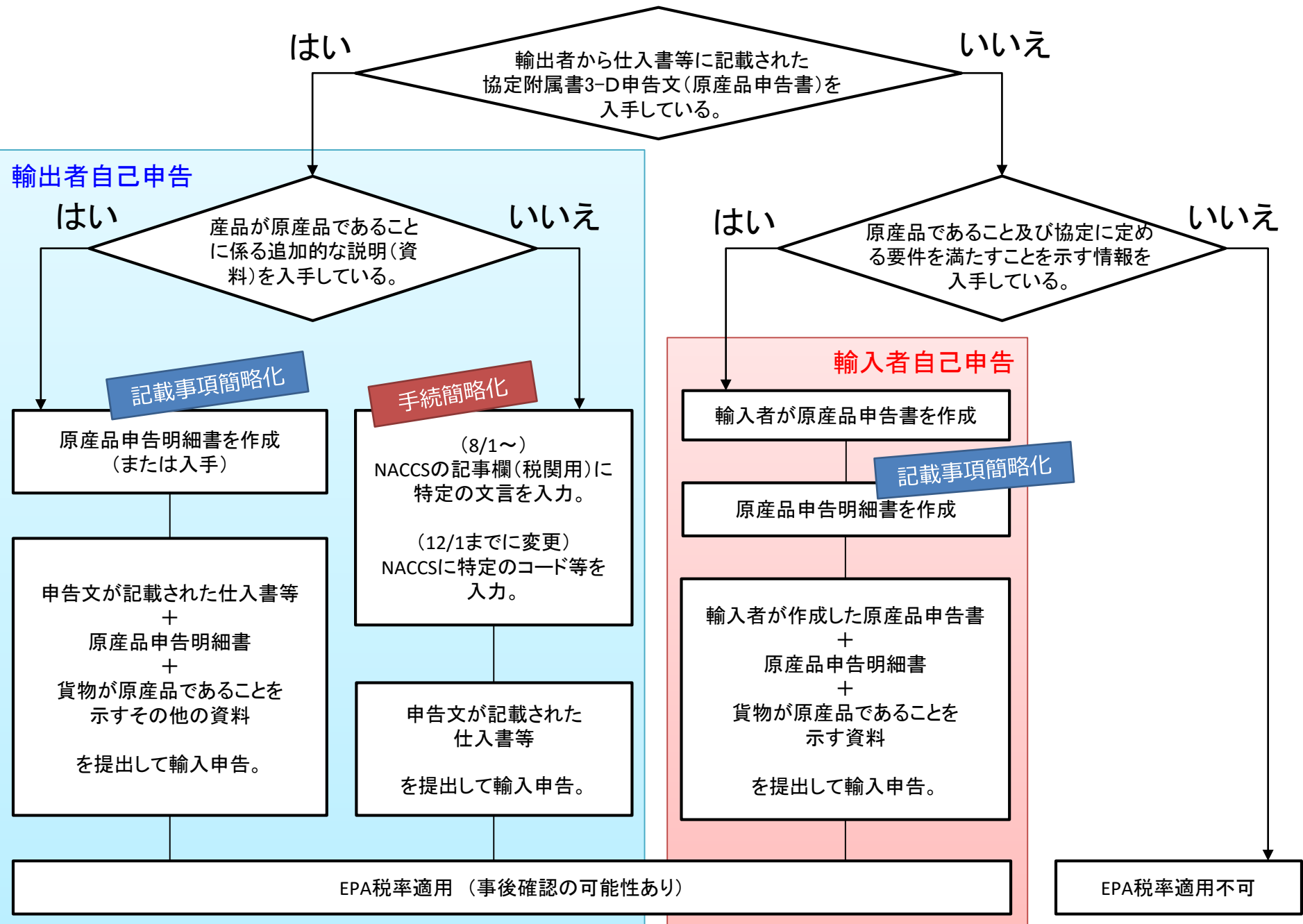
- ① 原産品申告明細書の記載事項を簡略化。
- ② 輸出者自己申告の場合で(*)、輸入者が輸入申告時に原産品申告書以外の説明(資料)を提供できないときの手続を、以下のとおり簡略化。
 - ・ NACCS上で、説明(資料)を提出できない旨を入力する(12/1～コードによる入力)。
 - ・ 原産品申告明細書の提出は不要。

(*) 輸入者自己申告は、輸入者が産品が原産品であることの情報を入力していることを前提としているため、説明(資料)が提供できないことは想定されない。

○ 再周知及び留意事項

- ◆ 輸入者は、提供することができる範囲において、輸入申告の一部として、産品が日EU・EPAの特恵適用要件を満たすことの説明(資料)(原産品申告明細書及び関係書類)を税関に提供する。
⇒ 輸入者は、説明(資料)が入手できる場合は、輸入申告時に税関に提出する。
- ◆ 輸出者は、作成する原産品申告書及び提供する情報の正確性について責任を負う。
- ◆ 輸出者自己申告の場合、輸入者が輸入申告時に原産品申告書以外に提供できる説明(資料)を持たないことを理由に、税関が申告時に特恵要求の拒否や、適用の否認をすることはない。
- ◆ 税関は、リスク評価により、必要に応じ、輸入申告時又は輸入許可後に、輸入された産品の原産品としての資格を確認するため、産品についての情報を求める。その結果、EPA税率の適用を否認することがある。

日EU・EPA 自己申告制度



はい

いいえ

輸出者から仕入書等に記載された協定附属書3-D申告文(原産品申告書)を入手している。

輸出者自己申告

はい

いいえ

産品が原産品であることに係る追加的な説明(資料)を入手している。

記載事項簡略化

原産品申告明細書を作成(または入手)

手続簡略化

(8/1~) NACCSの記事欄(税関用)に特定の文言を入力。

(12/1までに変更) NACCSに特定のコード等を入力。

申告文が記載された仕入書等を提出して輸入申告。

申告文が記載された仕入書等 + 原産品申告明細書 + 貨物が原産品であることを示すその他の資料を提出して輸入申告。

EPA税率適用 (事後確認の可能性あり)

はい

いいえ

原産品であること及び協定に定める要件を満たすことを示す情報を入手している。

輸入者自己申告

輸入者が原産品申告書を作成

記載事項簡略化

原産品申告明細書を作成

輸入者が作成した原産品申告書 + 原産品申告明細書 + 貨物が原産品であることを示す資料を提出して輸入申告。

EPA税率適用不可

I. 日EU・EPAの概要

II. 日EU・EPA 自己申告制度

III. 日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

IV. 日EU・EPA 輸入者による自己申告

V. その他(輸出面等)

輸出者自己申告の原産品申告書

日EU・EPAにおける輸出者による自己申告の場合、原産品申告書は仕入書その他の商業上の文書に、協定附属書3-Dに定められた申告文を用いて作成する。※1

附属書3-D申告文 日本語版

(期間:.....から.....まで) ※2

この文書の対象となる製品の輸出者(輸出者参照番号※3.....)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準) ※4

(場所及び日付) ※5

(輸出者の氏名又は名称(活字体によるもの))

※1 自己申告の文言は上記和文のほか、英語を含むEUの諸言語で作成可能。

※2 同一の原産品が2回以上輸送される場合の期間(12か月以内)

※3 輸出者参照番号: 日本からの輸出者の場合: 法人番号(なお番号を有していない場合は空欄)

※4 A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される製品、C: 実質的変更基準を満たす製品、
(1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準) D: 累積、E: 許容限度

※5 場所及び日付の情報が自己申告を行うインボイス等の文書自体に含まれる場合は省略可能。

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

輸出者自己申告 原産品申告書の例 ① 申告文をインボイスに記載する場合

INVOICE					
Customs Corporation France XX, Avenue Hoche, 75008, Paris, France					
CUSTOMS CORPORATION 2-7-68, Kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN 105-0022					
			Invoice No: XYZ-456	Date: 15 Aug. 2019	
			Contract No.: XXXXXXXXX		
Item No.	Product Code	Details	Quantity	Unit Price	Net Amount
1	461961	xx Cabernet sauvignon	250.00	2,000	500,000
2	11223344	▲▲▲ Chardonnay	150.00	2,000	300,000
<u>(Period: from.....to.....)</u> The exporter of the products covered by this document (<u>Exporter Reference No XXXXXXXX</u>) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of the <u>European Union preferential origin</u> .					
Origin criteria used: "C", "I"					
			Total Net Amount (JPY)	800,000	
			Carriage Net	0.00	
			Total VAT Amount	0.00	
			Invoice Total (JPY) C&F	800,000	
Customs Corporation France General Manager XXXX Authorized Signatory					

場所及び日付についてはインボイス等商業上の文書にこれらの情報が含まれる場合には申告文上は省略可。

原産地に関する申告文
(附属書 3-D 申告文)

申告文の有効期間は12箇月間であるため、12箇月以内の期間を記載。但し、1回限りの輸送に使用する場合は空欄とする。

輸出者参照番号：EU側輸出者の場合はREX Numberと呼ばれる番号が原則として記載される。

貨物の原産地：European Union 又は EU

用いられた原産性の基準：
完全生産品→A
原産材料のみからなる産品→B
実質的変更基準を満たす産品→C
累積を適用する場合→D
許容限度を適用する場合→E
Cを用いる場合→関税分類変更基準 1
付加価値基準 2
加工工程基準 3

輸出者の氏名又は名称

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

輸出者自己申告 原産品申告書の例 ② 申告文をインボイスの別添とする場合

Customs Corporation France

XX, Avenue Hoche, 75008, Paris, France

Invoice NO: XYZ-456

Date: 15 Aug. 2019

(Period: from.....to.....)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No XXXXXXX) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of the European Union preferential origin.

Origin criteria used: "C", "I"

Customs Corporation France

General Manager XXXXX

場所及び日付

インボイス番号及びインボイス発行日でインボイスとの関連性を明記する。

原産地に関する申告文
(附属書 3-D 申告文)

申告文の有効期間は12箇月間であるため、12箇月以内の期間を記載。但し、1回限りの輸送に使用する場合は空欄とする。

輸出者参照番号：EU側輸出者の場合はREX Numberと呼ばれる番号が原則として記載される。

貨物の原産地：European Union 又は EU

用いられた原産性の基準：

完全生産品→A

原産材料のみからなる産品→B

実質的変更基準を満たす産品→C

累積を適用する場合→D

許容限度を適用する場合→E

Cを用いる場合→関税分類変更基準 1

付加価値基準 2

加工工程基準 3

上記は日本税関における取扱い例です。

輸出者の氏名又は名称

原産品であることに係る追加的な説明(資料)

新 原産品申告明細書

【記載事項】

- 仕入書の番号及び発行日
(仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載)
- 原産性の基準を満たすことの説明
- 説明(資料)作成者の情報と、当該者の印又は署名

【様式】

- 様式は任意
- 令和元年7月17日付税関HP掲載周知文別添の右様式を使用可能

旧取扱(参考)

【記載事項】

- 仕入書の番号及び日付
- 原産品申告書における製品の番号
- 製品の関税分類番号(HS2017年版)
- 適用する原産性の基準
- 適用した原産性の基準を満たすことの説明
- 当該説明に係る証拠書類の保有者等
- 明細書の作成者の情報と、当該者の印又は署名

【様式】

- 様式は任意
- 税関様式C5293号を使用可能

Explanation that the product satisfies the origin criteria
(Japan-EU EPA)

Date: _____

1. Invoice number and date of issue (please refer to the invoice which contains the originating products if multiple invoices are submitted)

2. Explanation that the product satisfies the origin criteria

産品が原産性の基準を満たすことの説明 (日 EU 協定)

作成日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

1. 仕入書の番号及び発行日 (仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

3. 作成者
氏名又は名称: _____ 印又は署名

住所又は居所: _____

(代理人が作成した場合)
氏名又は名称: _____ 印又は署名

住所又は居所: _____

ure or stamp)

様式は任意

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

例 ワイン 原産品申告明細書（一つのアイテムについて説明する場合）

産品が原産性の基準を満たすことの説明(日 EU 協定)

作成日: 2019年 8月 28日

1. 仕入書の番号及び発行日(仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載してください。)

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

【産品の材料】

- ・ぶどう: 原産国フランス
- ・亜硫酸塩: 原産国不明

ぶどうが締約国内のものであることについては、別添材料一覧表を参照。

3. 作成者

氏名又は名称: 税関商事株式会社 印又は署名

住所又は居所: 東京都千代田区豊が関 3-1-1

(代理人が作成した場合)

氏名又は名称: _____ 印又は署名

住所又は居所: _____

日EU・EPA 品目別原産地規則 第22.03項-第22.08項

CTH (第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く。)。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

生産において使用される第4類の非原産材料の重量が産品の重量の40パーセントを超えないこと。

生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が産品の重量の40パーセントを超えないこと。



- ・ぶどうを収穫した農場に関する情報は記載不要。
- ・ただし、ぶどうは締約国の完全生産品でなければならない。

・ワインには亜硫酸塩等の酸化防止剤が添加物として使用されることが多いが、亜硫酸塩であれば品目別原産地規則「CTH」を満たすことから、原産国が不明であっても構わない。

・ただし、ぶどうジュース (HS第2009.61号、第2009.69号)、乳製品等のHS第4類のもの、糖類 (HS第17.01項、第17.02項) が材料として使用されている場合は、規則を満たすか確認が必要。

※産品の品目別原産地規則によっては、添加物等の原産国が必要になる場合もある。

「材料一覧表」などを添付することが想定されるが、ぶどうが締約国内のものであることを確認できれば他の説明 (資料) であってもよい。

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

例 ワイン 原産品申告明細書（複数のアイテムについて説明する場合）

産品が原産性の基準を満たすことの説明(日 EU 協定)

作成日: 2019年 8月 28日

○産品が原産性の基準を満たすことの説明

【産品の材料】

品名・品番	ブドウの原産国	添加物の原産国
×× Cabernet sauvignon 461961	フランス	不明
▲▲▲ Chardonnay 11223344	スペイン	不明

ぶどうが締約国内のものであることについては、別添材料一覧表を参照。

○作成者

氏名又は名称: 税関商事株式会社



印又は署名

住所又は居所: 東京都千代田区豊が関 3-1-1

日EU・EPA 品目別原産地規則 第22.03項-第22.08項

CTH（第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く。）。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

生産において使用される第4類の非原産材料の重量が製品の重量の40パーセントを超えないこと。

生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が製品の重量の40パーセントを超えないこと。



仕入書・原産品申告書と、突合できるように記載する。

- ぶどうを収穫した農場に関する情報は記載不要。
- ただし、ぶどうは締約国の完全生産品でなければならない。

•ワインには亜硫酸塩等の酸化防止剤が添加物として使用されていることが多いが、亜硫酸塩であれば品目別原産地規則「CTH」を満たすことから、原産国が不明であっても構わない。

•ただし、ぶどうジュース（HS第2009.61号、第2009.69号）、乳製品等のHS第4類のもの、糖類（HS第17.01項、第17.02項）が材料として使用されている場合は、規則を満たすか確認が必要。

※産品の品目別原産地規則によっては、添加物等の原産国が必要になる場合もある。

「材料一覧表」などを添付することが想定されるが、ぶどうが締約国内のものであることを確認できれば他の説明（資料）であってもよい。

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

例 ワイン 原産品であることを説明する書類

Bodegas XXXXXXXX

MATERIAL LIST

PRODUCT : ▲▲▲ CHARDONNAY

NO. : 11223344

	MATERIAL	
1	GRAPE	SPAIN
2	ANTIOXIDANT	

Chateau XXXXXXXX

Material List

Product : ×× Cabernet sauvignon

NO. : 461961

	Material	Origin
1	Grape	France
2	Antioxidant	

as XXXXXXXX
, 44777, XXX

Chateau XXXXXXXX
XXXX XXXXXXXX, 30321, BORDEAUX, FRANCE

本事例では、ぶどうが締約国内で収穫されたものであることを示す書類として材料一覧表を取り上げているが、材料一覧表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうが締約国内で収穫されたことが分かる書類であれば構わない。

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

例 チーズ 原産品申告明細書（一つのアイテムについて説明する場合）

産品が原産性の基準を満たすことの説明(日 EU 協定)

作成日： 2019 年 8 月 28 日

1. 仕入書の番号及び発行日(仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載してください。)

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

【産品の材料】

- ・生乳：原産国イタリア
- ・食塩：原産国不明
- ・レンネット：原産国不明

生乳がイタリアのものであることについては、別添を参照。

3. 作成者

氏名又は名称： 税関商事株式会社  印又は署名

住所又は居所： 東京都千代田区豊が関 3-1-1

(代理人が作成した場合)

氏名又は名称： _____ 印又は署名

住所又は居所： _____

日EU・EPA 品目別原産地規則 第04.01項-第04.10項

生産において使用される第4類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。



- ・生乳を採取した牧場に関する情報は記載不要。
- ・ただし、生乳は締約国の完全生産品でなければならない。

- ・チーズ（第4類）の品目別原産地規則は「生産において使用される第4類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること」であるため、非原産の乳製品が材料として使用されている場合は、規則を満たさない。
 - ・チーズに添加される食塩等は第4類ではないことから、原産国が不明であっても構わない。
- ※産品の品目別原産地規則によっては、添加物等の原産国が必要になる場合もある。

「材料一覧表」などを添付することが想定されるが、生乳及び乳製品が締約国内のものであることを確認できれば他の説明（資料）であってもよい。

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

例 チーズ 原産品申告明細書（複数のアイテムについて説明する場合）

産品が原産性の基準を満たすことの説明(日 EU 協定)

作成日: 2019年 8月 28日

○産品が原産性の基準を満たすことの説明

【産品の材料】

品名・品番	生乳の原産国	食塩の原産国	レンネットの原産国
●● Gorgonzola 321321	イタリア	不明	不明
×× Gouda cheese 5634	オランダ	不明	不明

生乳が締約国内のものであることについては、別添を参照。

○作成者

氏名又は名称: 税関商事株式会社 印又は署名

住所又は居所: 東京都千代田区豊が関 3-1-1



日EU・EPA 品目別原産地規則 第04.01項-第04.10項

生産において使用される第4類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。



仕入書・原産品申告書と、突合できるように記載する。

- ・生乳を採取した牧場に関する情報は記載不要。
- ・ただし、生乳は締約国の完全生産品でなければならない。

- ・チーズ（第4類）の品目別原産地規則は「生産において使用される第4類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること」であるため、非原産の乳製品が材料として使用されている場合は、規則を満たさない。
 - ・チーズに添加される食塩等は第4類ではないことから、原産国が不明であっても構わない。
- ※産品の品目別原産地規則によっては、添加物等の原産国が必要になる場合もある。

「材料一覧表」などを添付することが想定されるが、生乳及び乳製品が締約国内のものであることを確認できれば他の説明（資料）であってもよい。

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

例 チーズ 原産品であることを説明する書類

HOLLANDSE KAAS

Material List

Product : xx Gouda cheese
NO. : 5634

	Material	Origin
1	Milk	The Netherlands
2	Salt	
3	Rennet	

HOLLANDSE KAAS
XXXX XXXXXXXX, 55

FORMAGGI D' ITALIA

Material List

Product : ●● Gorgonzola
NO. : 321321

	Material	Origin
1	Milk	Italy
2	Salt	
3	Rennet	

FORMAGGI D' ITALIA
XXXX XXXXXXXX, 20121, Como, Italy

本事例では、生乳が締約国内で得られたものであることを示す書類として材料一覧表を取り上げているが、材料一覧表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、生乳が締約国内で得られたことが分かる書類であれば構わない。

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

異なる産品を同時に輸入する場合の原産品申告明細書（複数のアイテムについて説明する場合）

産品が原産性の基準を満たすことの説明(日 EU 協定)

作成日： 2019 年 8 月 28 日

○産品が原産性の基準を満たすことの説明

【産品の材料】

ワイン

品名・品番	ブドウの原産国	添加物の原産国
× × Cabernet sauvignon 461961	フランス	不明
▲▲▲ Chardonnay 11223344	スペイン	不明

チーズ

品名・品番	生乳の原産国	食塩の原産国	レンネットの原産国
●● Gorgonzola 321321	イタリア	不明	不明
× × Gouda cheese 5634	オランダ	不明	不明

ぶどう及び生乳が締約国内のものであることについては、別添を参照。

○作成者

氏名又は名称： 税関商事株式会社 印又は署名

住所又は居所： 東京都千代田区豊が関 3-1-1

左の例のように、ワインとチーズのような異なる産品であっても、1枚の原産品明細書にまとめて記載することが可能。

日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

手続簡略化

原産品であることに係る追加的な説明(資料)が提供できない場合

(注) 輸出者自己申告の場合のみの取扱

旧

原産性を明らかにする情報が提出できない場合、その旨と理由を原産品申告明細書に記載する。

<原産品申告明細書記載要領> 税関様式 第 5299 号

原産品 申告明細書
(ロオーストラリア協定、ロTPP11協定、ロEU協定)

1. 仕入書の番号及び日付
No.AB00001 2019.6.1

2. 原産品申告書における製品の番号 [1]

3. 製品の関税分類番号 第2204.21号

4. 適用する原産性の基準
MO 又は A PE 又は B
PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること)
CTC 又は 1・VW 又は 2・SP 又は 3・DMI 又は E・ACU 又は D

5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

輸出者が、営業秘密を理由に情報を開示できないとしており、製品が原産性を満たすことについて情報をもっておりません。

6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者
生産者 輸出者 輸入者

7. その他特記事項

8. 備考

原産性を明らかにする書類が提出できない場合は、提出できない理由とその旨を記載する。

※10 又は 11: 完全生産品、12 又は 13: 産源材料のうちから生産された製品、14 又は 15: 商業的決定基準を満たす産品、16 又は 17: 関税分類変更基準、18 又は 19: 付加価値基準、20 又は 21: 加工工程基準、22 又は 23: 産源材料又は産源材料の産源

8/1からの暫定的な措置

原産性を明らかにする書類が提出できない場合、

- ① NACCSの記事欄(税関用)に特定の文言を入力
「私は製品が原産品であることに係る追加的な説明は提供できません。」

NACCS画面

納期限延長 BP申請事由 納付方法 口座番号 担保番号

記事(税関) 私は製品が原産品であることに係る追加的な説明は提供できません

記事(通関)

- ② 原産品申告明細書の提出を省略

製品が原産性の基準を満たすことの説明 (日EU協定)

作成日: 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日、仕入書が原産性に関する事項が記載される仕入書について記載して下さい。

2. 製品が原産性の基準を満たすことの説明

提出省略

12/1までに実施する措置

原産性を明らかにする書類が提出できない場合、

- ① NACCSに特定のコード等を入力
(入力コード等については、決定次第別途案内します。)

NACCS画面

原産地* EU - XXXX

輸入令別表

課税価格

特定のコード等

- ② 原産品申告明細書の提出を省略

製品が原産性の基準を満たすことの説明 (日EU協定)

作成日: 年 月 日

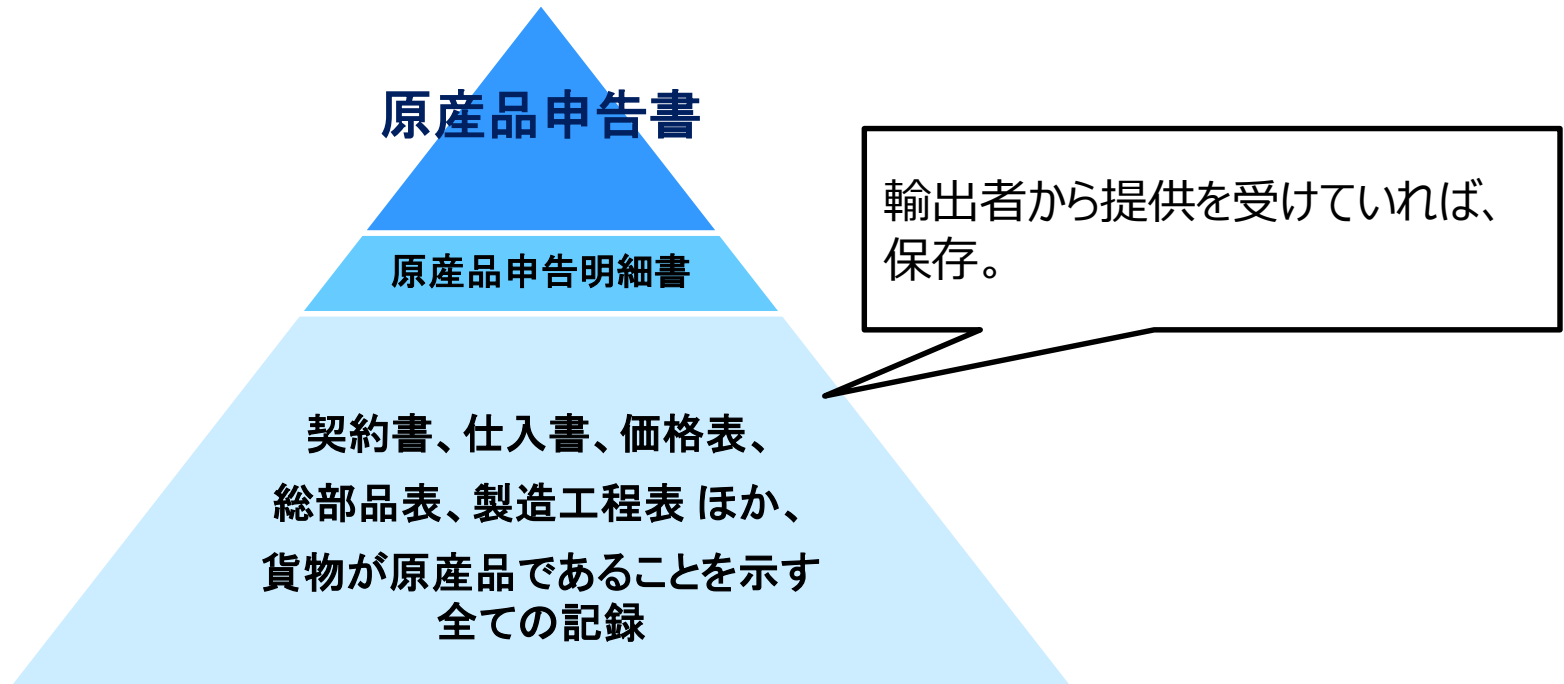
1. 仕入書の番号及び発行日、仕入書が原産性に関する事項が記載される仕入書について記載して下さい。

2. 製品が原産性の基準を満たすことの説明

提出省略

輸入者の書類保存義務【輸出者自己申告】

- ◆ 輸入者は、原産品に関する書類を輸入の許可の日の翌日から5年間保存する必要がある。
- ◆ **輸出者自己申告の場合**、保存対象となる書類は、原産品申告書及び輸出者から提供を受けている原産品であることに係る追加的な資料となるが、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象とならない。

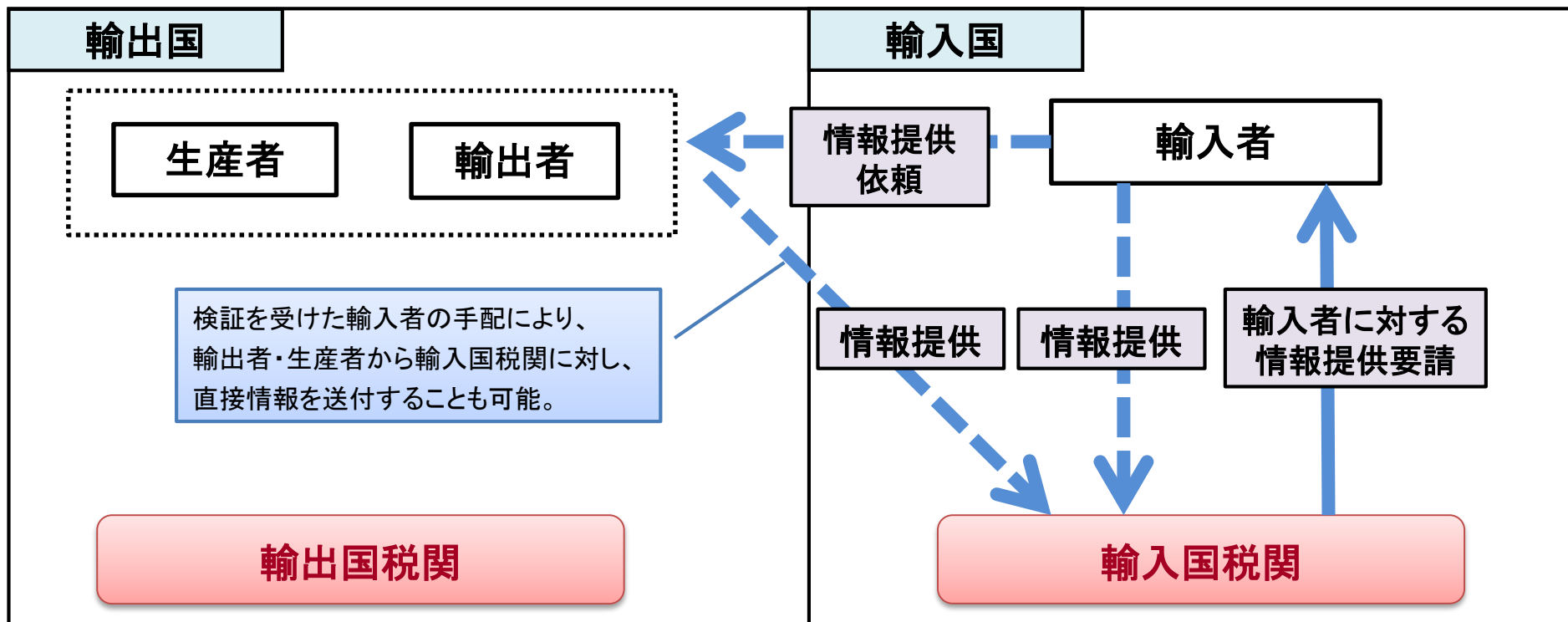


事後確認(検証)

輸入された貨物の原産性の確認のため、輸入国税関は、輸入許可後に貨物についての情報を求めることができる。

輸出者自己申告の事後確認① 輸入者に対する検証

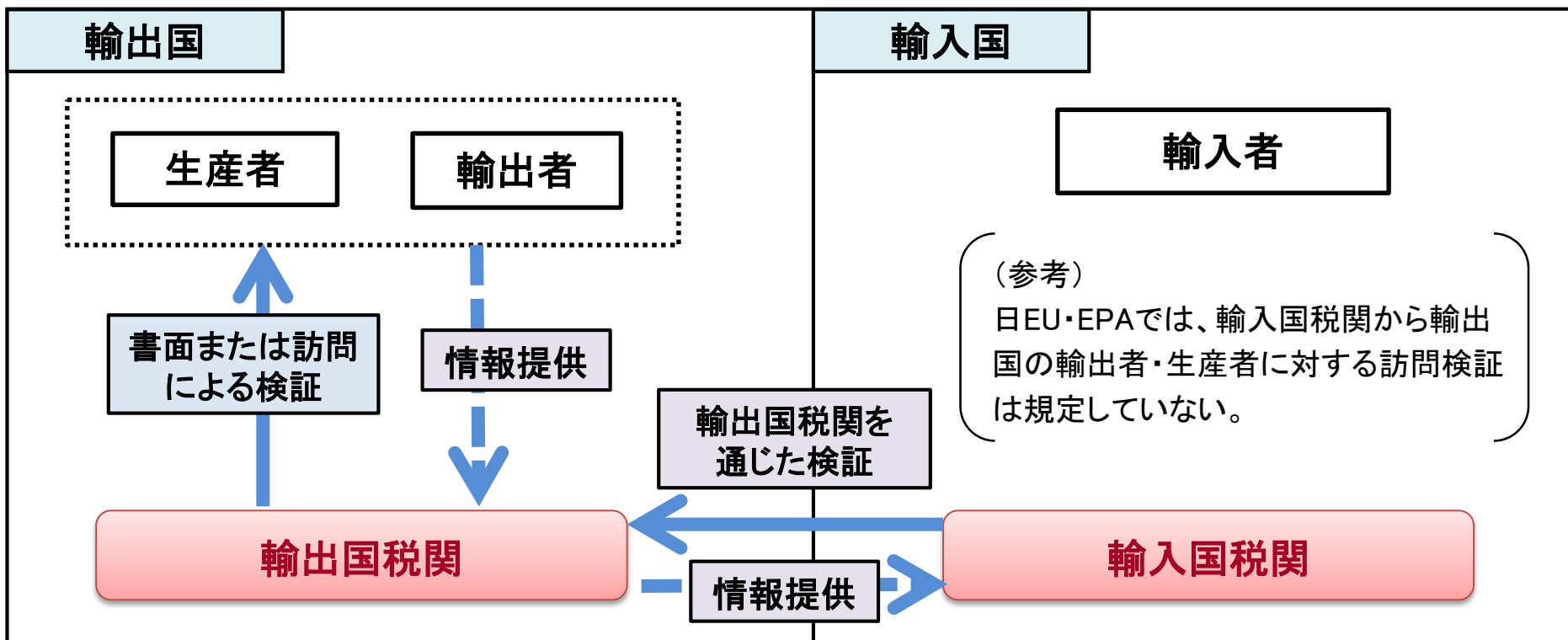
- 輸入国税関は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。
- 検証を受けた輸入者の手配により、輸出者・生産者から輸入国税関に対して直接情報を送付することも可能。
- 輸入者が3箇月以内に回答しない場合は、輸入国税関はEPA税率の適用を否認することができる。



日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

輸出者自己申告の事後確認② 輸出者に対する検証

- 日EU・EPAでは、輸入国税関が輸出者(又は生産者)に対して行う検証は、輸出国税関を通じて行われる(間接検証)。
- 輸入国税関は、輸入者に対する検証の後、貨物の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、輸出国税関に対して情報の提供を要請することができる。
- 輸出国税関は、輸出者に対して文書の要請又は施設の訪問による審査を要請する。
- 輸出国税関から回答がない場合、及び十分な情報が提供されない場合は、輸入国税関はEPA税率の適用を否認することができる。



I. 日EU・EPAの概要

II. 日EU・EPA 自己申告制度

III. 日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

IV. 日EU・EPA 輸入者による自己申告

V. その他(輸出面等)

輸入者自己申告の原産品申告書

- 輸入者による自己申告については、協定上特定の様式は定められていない。税関様式のほか、下記記載事項等を記載した任意様式の使用も可能。
- 通関業者が作成することも可能。
- 輸入者が、協定第3.18条に基づき貨物が原産品であること及び協定に定める要件を満たすことを示す情報を入手していることが前提。

(1) 記載事項

- 輸出者の氏名又は名称及び住所(国名を含む)
- 製品の概要(品名、仕入書の番号等)
- 関税分類番号(6桁、HS2017年版)
- 適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準
- その他の特記事項

(2) 様式、使用言語

- **任意様式**。税関様式C第5292号-4の使用も可能。
- 日本語により作成

日EU・EPA 輸入者による自己申告

輸入者自己申告 原産品申告書の例

様式は任意

品名は、対象となる貨物と関連付けるために十分なものとする。

適用する原産性の基準：
完全生産品→A
原産材料のみからなる産品→B
実質的変更基準を満たす産品→C
累積を適用する場合→D
許容限度を適用する場合→E
Cを用いる場合→関税分類変更基準 1
付加価値基準 2
加工工程基準 3

申告書の有効期間は12箇月間であるため、12箇月以内の期間を記載。但し、1回限りの輸送に使用する場合は空欄とする。

輸入者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

原産品申告書

税関様式C第 5292号-4

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所 (国名を含む)

フランス株式会社
XX, Avenue Hoche, 75008, Paris, France

No.	2. 製品の概要 品名、仕入書の番号 (一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合) 等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類番号 (6桁、HS 2017)	4. 適用する原産性の基準 (A、B、C (Cの場合 1、2、3)) 適用するその他の原産性の基準 (D、E)
1	T-SHIRT 仕入書番号: ABC012345, 2018.12.20	第 6109.10号	C, 3
2	CARDIGAN 仕入書番号: ABC012345, 2018.12.20	第 6110.20号	C, 3

5. 包括的な期間 (同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)

6. その他の特記事項

7. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日 2019.8.28

作成者の氏名又は名称 税関芝浦商事株式会社

作成者の住所又は居所 東京都港区海岸 2-7-68

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は居所

税関
芝浦

印又は署名

印又は署名

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 実質的変更基準を満たす産品、1: 関税分類変更基準、

2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

(規格 A 4)

新 原産品申告明細書

【記載事項】

- 仕入書の番号及び発行日
(仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載)
- 原産性の基準を満たすことの説明
- 説明(資料)作成者の情報と、当該者の印又は署名

【様式】

- 様式は任意
- 令和元年7月17日付税関HP掲載周知文別添の右様式を使用可能

旧取扱(参考)

【記載事項】

- 仕入書の番号及び日付
- 原産品申告書における製品の番号
- 製品の関税分類番号(HS2017年版)
- 適用する原産性の基準
- 適用した原産性の基準を満たすことの説明
- 当該説明に係る証拠書類の保有者等
- 明細書の作成者の情報と、当該者の印又は署名

【様式】

- 様式は任意
- 税関様式C5293号を使用可能

Explanation that the product satisfies the origin criteria
(Japan-EU EPA)

Date:

1. Invoice number and date of issue (please refer to the invoice which contains the originating products if multiple invoices are submitted)

2. Explanation that the product satisfies the origin criteria

産品が原産性の基準を満たすことの説明 (日 EU 協定)

作成日: 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日 (仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

3. 作成者

氏名又は名称: _____ 印又は署名

住所又は居所: _____

(代理人が作成した場合)

氏名又は名称: _____ 印又は署名

住所又は居所: _____

ure or stamp)

様式は任意

日EU・EPA 輸入者による自己申告

例 衣類 原産品申告明細書

産品が原産性の基準を満たすことの説明(日 EU 協定)

作成日: 2019年 8月 28日

1. 仕入書の番号及び発行日(仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載してください。)

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

【製造工程】

メリヤス編み又はクロセ編み: フランス

裁断及び縫製: フランス

上記製造がフランスで行われていることについては、別添を参照。

3. 作成者

氏名又は名称: 税関芝浦商事株式会社 印又は署名

住所又は居所: 東京都港区海岸 2-7-68

(代理人が作成した場合)

氏名又は名称: _____ 印又は署名

住所又は居所: _____

日EU・EPA 品目別原産地規則 第61.01-61.17項(裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品)

メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ



繊維及び繊維製品はほとんどの品目について、品目別原産地規則が加工工程基準。加工工程基準の場合、「どこで」「何が行われたのか」を説明することがポイント。材料のHS番号は記載不要。

同じような産品であっても、サイズや色等が異なることにより使用する材料、生産工程が異なれば、その製品毎に説明が必要になるが、本事例の「Tシャツ」と「カーディガン」のように、産品が異なっても材料の生産工程やその工程が行われた国が同じであれば、説明をまとめることが可能。

「生産工程表」などを添付することが想定されるが、加工工程が確認できれば他の説明(資料)であってもよい。

日EU・EPA 輸入者による自己申告

例 衣類 原産品であることを説明する書類

本事例では、加工工程を表す書類として生産工程表を取り上げているが、生産工程表以外の書類であっても、契約書や生産指図書等、加工工程が分かる書類であれば構わない。

当該生産工程表には糸を製造した場所が記載されているが、本事例の貨物に係る品目別原産地規則では糸を製造した場所は問われていないため、糸の製造国が不明であっても構わない。

Production Process

Invoice No	Date	Description	Yarn	Knitting	Cut & Sewing
ABC012345	2018.12.20	T-SHIRT	CHINA	FRANCE	FRANCE
		CARDIGAN	CHINA	FRANCE	FRANCE

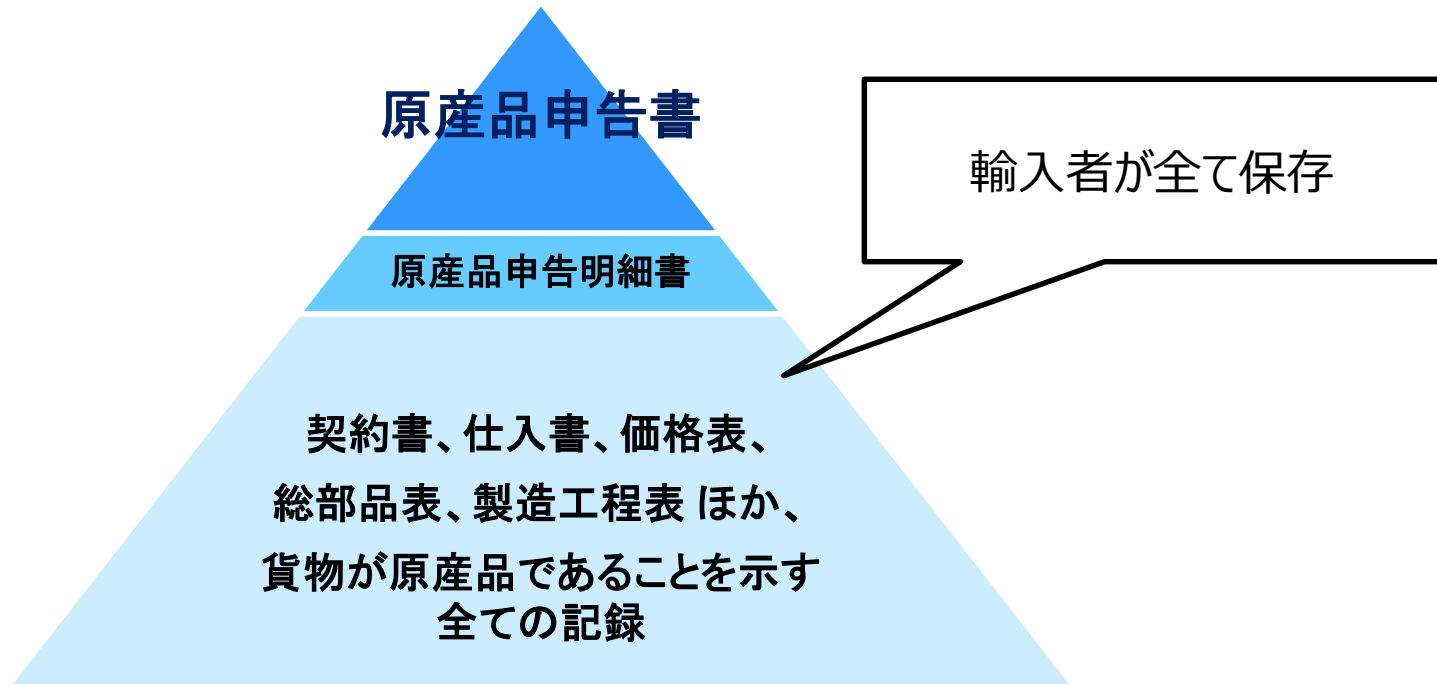
Date : 15 August, 2019

FRANCE CORPORATION

XX, Avenue Hoche, 75008, Paris, France

輸入者の書類保存義務【輸入者自己申告】

- ◆ 輸入者は、原産品に関する書類を輸入の許可の日の翌日から5年間保存する必要がある。
- ◆ **輸入者自己申告の場合**、保存対象となる原産品に関する書類は、当該貨物が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録となる。ただし、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象とならない。



日EU・EPA 輸入者による自己申告

事後確認(検証)

輸入者自己申告の事後確認 輸入者に対する検証

- 輸入された貨物の原産性の確認のため、輸入国税関は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。
- 輸入者自己申告の場合に行われるのは輸入者に対する検証のみであり、輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証は実施されない。
- 輸入者が回答しない場合、及び十分な情報を提供しない場合は、輸入国税関はEPA税率の適用を否認することができる。

輸出国

生産者

輸出者

輸出国税関

輸入国

輸入者

情報提供

輸入者に対する
情報提供要請

輸入国税関

(参考) 包括的な期間

原産品申告書に包括的な期間を設定する場合の例

申告用インボイス

原産品申告書

原産品申告明細書

INVOICE

SPAIN, s.a.
XX, 278, 253125, Madrid, SPAIN

CUSTOMS CORPORATION
2-7-68, Kaigan, Minato-ku,
Tokyo, JAPAN 105-0022

Invoice No: ABC012345
Date: 15 Aug. 2019

税関様式 〇第 5292 号-4

原産品申告書
(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)
本様式は、協定第 3・18 条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む）
SPAIN, s.a.
XX, 278, 253125, Madrid, SPAIN

No.	2. 商品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類番号（6桁、HS 場合 1, 2, 3） 2017	4. 適用する原産性の基準（A, B, C (C の場合 1, 2, 3)） 適用するその他の原産性の基準 (D, E)
1	SPANISH APPLE JUICE CONCENTRATE Product Code: ABCDEF00123456	第 2009.79 号	A

5. 包括的な期間（同一の商品が2回以上輸送される場合の期間）
2019.8.28 ~ 2020.8.27

6. その他の特記事項

m	Product Code	Details	0
	ABCDEF	SPANISH APPLE JUICE	2,
	00123456	CONCENTRATE	

SPAIN, s.a.
General Manager XXXXX
Authorized Signatory

Total Net
Carriage
Total VAT
Invoice T

商品が原産性の基準を満たすことの説明（日 EU 協定）

作成日：2019年 8月 28日

1. 仕入書の番号及び発行日（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。）

2. 商品が原産性の基準を満たすことの説明

品名：SPANISH APPLE JUICE CONCENTRATE (Product Code: ABCDEF00123456)

商品の材料：りんご（原産国 スペイン）

締約国において栽培されたりんごのみを使用し、締約国において生産されています。

材料のりんごがスペイン産であることの資料は別添のとおり。

※ 包括的な期間：2019.8.28 ~ 2020.8.27

3. 作成者
氏名又は名称：税関商事株式会社 印又は署名

申告用インボイスに記載される品名、アイテムナンバー、契約番号等を記載し、各書類を突合できるようにする。

I. 日EU・EPAの概要

II. 日EU・EPA 自己申告制度

III. 日EU・EPA 輸出者・生産者による自己申告

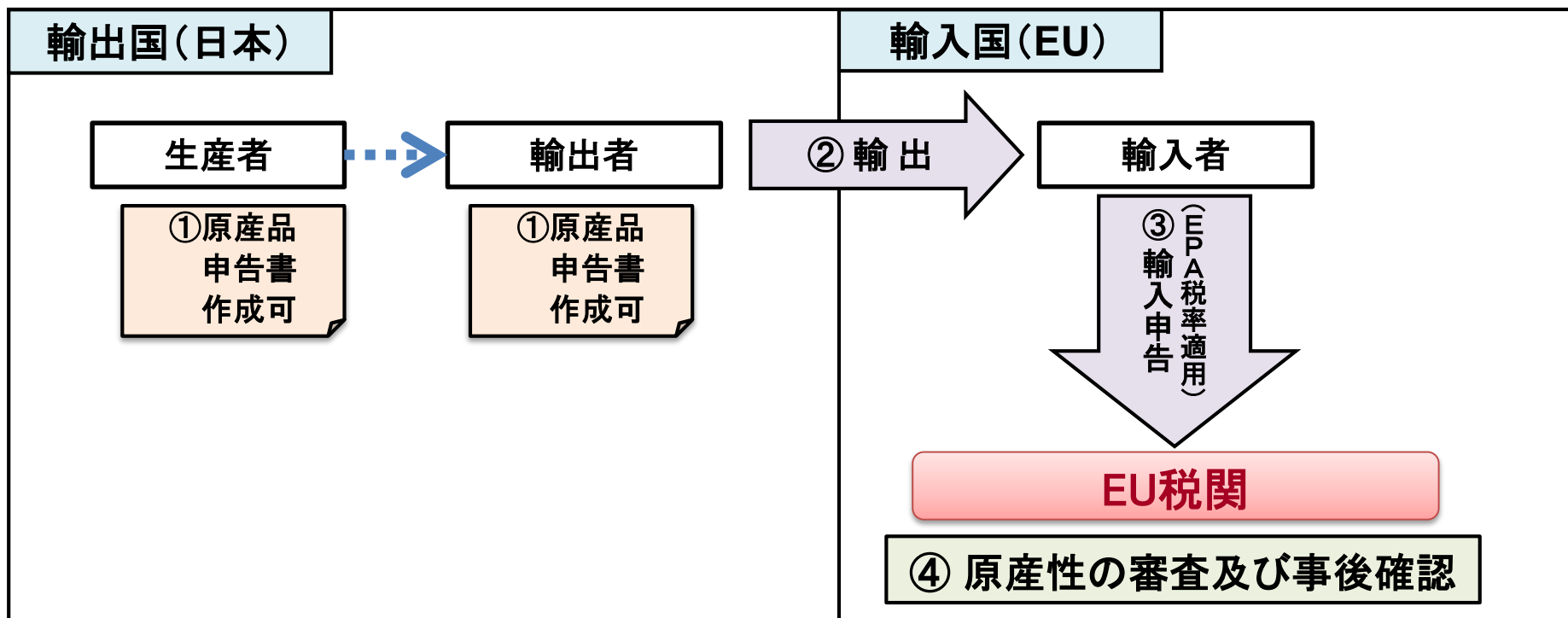
IV. 日EU・EPA 輸入者による自己申告

V. その他(輸出面等)

輸出貨物に対する事後確認

日本からEUへの輸出【輸出者自己申告】

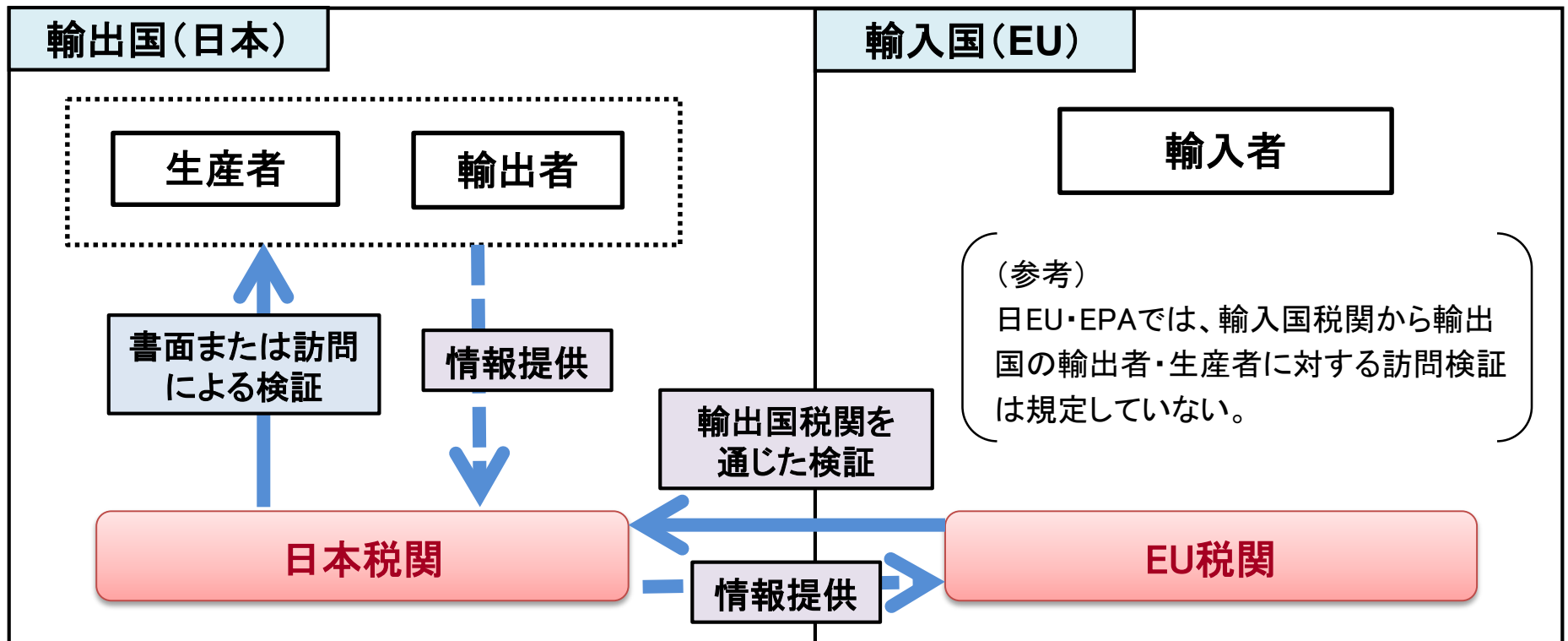
- 日EU・EPAにおいては、自己申告制度のみが採用されている（第三者証明制度は採用されていない。）。
- **輸出者**又は**生産者**が原産品申告書の作成ができる。
- 協定上の「輸出者」には、「生産者」が含まれる。
- 協定上、輸出者による自己申告は「原産地に関する申告」と規定されている。



輸出貨物に対する事後確認

輸出者自己申告の事後確認② 輸出者に対する検証

- 日EU・EPAでは、輸入国税関が輸出者(又は生産者)に対して行う検証は、輸出国税関を通じて行われる(間接検証)。
- 輸入国税関は、輸入者に対する検証の後、貨物の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、輸出国税関に対して情報の提供を要請することができる。
- 輸出国税関は、輸出者に対して文書の要請又は施設の訪問による審査を要請する。
- 輸出国税関から回答がない場合、及び十分な情報が提供されない場合は、輸入国税関でEPA税率の適用を否認される可能性がある。



日EU・EPAに基づくEU税関当局からの情報提供要請

日本から輸出されEPA税率を適用してEU側に輸入された貨物の原産性について、EU税関当局が事後確認(検証)を行う場合、まずはEU側輸入者に対して情報の提供が要求される。その後、輸出者自己申告の場合で追加の情報が必要であると判断されたときは、日本税関に対して協力要請が行われることとなる。

日本税関は、EU税関当局からの要請に基づき、原産地に関する申告文を作成した日本の輸出者・生産者に対し、貨物の原産品としての資格を確認するための情報の提供を求める。

○ 事後確認の方法

EU税関当局の要請を受けた日本税関が、書面又は訪問により実施する。実施時の書面に情報提供要請対象の貨物及び確認内容が記載される。

○ 情報の提供

情報提供要請対象の貨物が日本の原産品であるか否かを確認するため、生産に係る説明及び疎明資料(契約書、仕入書、材料表、製造工程表など)の提出を求める。

○ 回答期限

協定上、輸出国税関(日本税関)は、相手国税関当局からの要請から10箇月以内に回答を行う必要がある。

輸出貨物に対する事後確認

○ 根拠法令

- ◆ 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律
(平成26年法律112号)

主な関連規定: 書類の保存(第5条)、資料の提出及び立入検査等(第7条)、
罰則(第11~13条)

- ◆ 日EU・EPA

主な関連規定: 運用上の協力(第3・22条)、関税上の特惠待遇の否認(第3・24条)

○ 事後確認の結果

提出された情報及び回答書を基に、日本税関において貨物が原産品かどうかについての意見を作成し、EU税関当局へ提供する。ただし、原産品か否かの最終的な判断はEU税関当局が行う。

日本税関の回答等によりEU税関当局が当該貨物について日本の原産品であることを確認できた場合には、EU税関当局においてEPA税率の適用が是認される。

一方、期限内に回答をしない場合や、提供された情報が原産品であることを確認するために十分でない場合には、EU税関当局により、EPA税率の適用が否認されることがある。

自己申告制度に係る輸出貨物に対する事後確認についてのお問い合わせは、
下記へお願いいたします。

担当部門

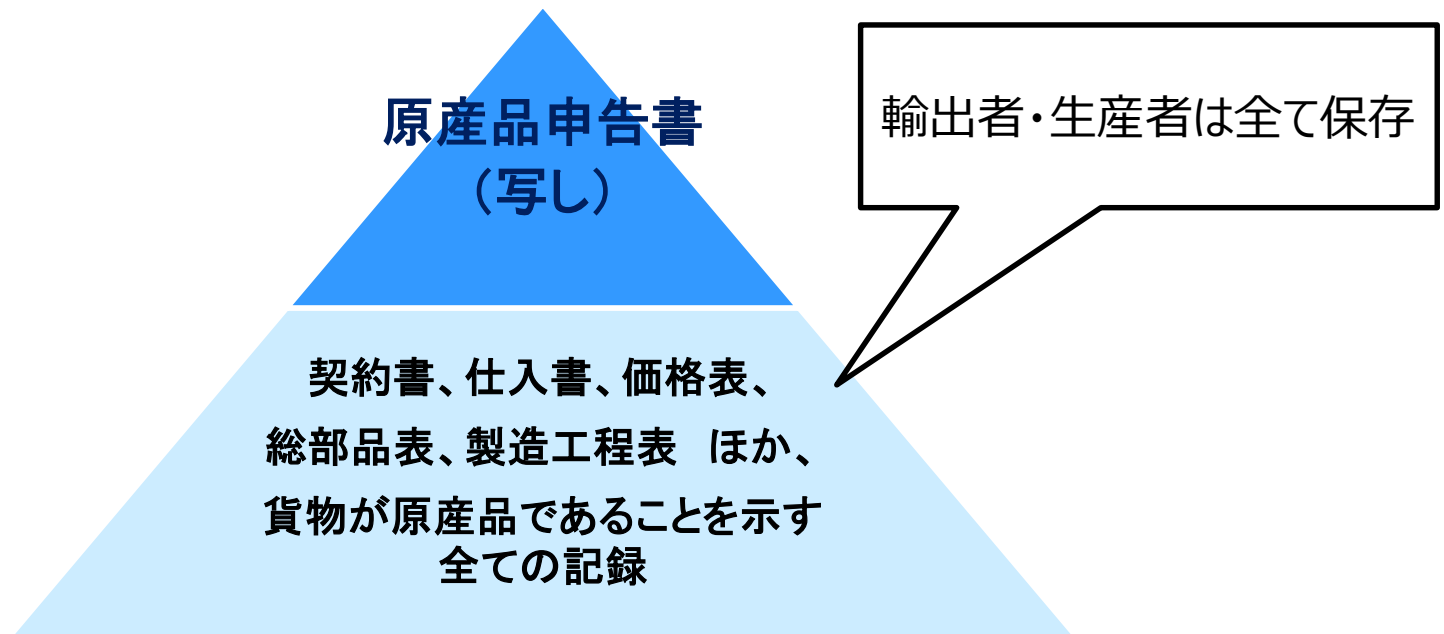
メールアドレス

財務省・税関 EPA原産地センター
(東京税関総括原産地調査官)

epa-roo-center2@customs.go.jp

日本における輸出者又は生産者の書類保存義務

- ◆ 原産品申告書を作成した日本の輸出者又は生産者は、「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律112号）」に基づき、原産品に関する書類を、作成の日から**4年間**（※）保存する必要がある。
- ◆ 対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書（写し）のほか、申告内容に応じ、事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた、契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表、及びその他の原産品申告書の内容を確認するために必要な書類となる。



（※）日EU・EPAの場合。TPP11（CPTPP）及び日オーストラリア協定は5年間

日EU・EPAご意見箱

今般の日EU・EPAの税関手続の簡略化に対するご意見・ご要望がございましたら、下記へメールにてお寄せください。

財務省・税関 EPA原産地センター（東京税関総括原産地調査官）
日EU・EPAご意見箱

アドレス：epa-roo-center@customs.go.jp

※ 税関HP 原産地規則ポータルからもアクセス可能です。

- メールを送付いただく際には、氏名もしくは社名、電話番号を記載いただきますようお願いいたします。記載がない場合はお答えしかねる場合があります。
- いただいたご意見は関係者に共有し、今後の執務の参考等にいたします。
- 必ずしも返答や対応をお約束するものではありませんので、御了承ください。

その他の原産地規則・関連する税関手続に関するお問合せについては、各税関の原産地調査官等へご連絡ください。（41ページ）

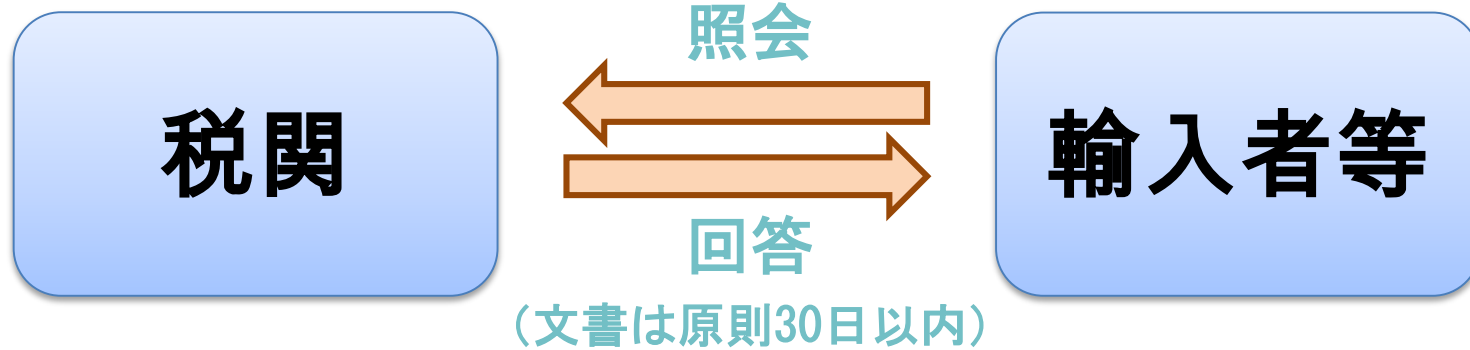
相談・質問等

日EU・EPAの税関手続の簡略化に対するご意見・ご要望以外の
原産地規則・関連する税関手続についてのご質問は、
下記までお問い合わせください。

《各税関原産地規則担当部門》

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、日EU・EPA税率又はTPP11税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※ 口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

1. 何が簡略化された？

○ 以下の原産地手続を簡略化(令和元年8月1日～)

- ① 原産品申告明細書の記載事項を簡略化。
- ② 輸出者自己申告の場合で、輸入者が輸入申告時に原産品申告書以外の説明(資料)を提供できないときの手続を、以下のとおり簡略化。
 - ・ NACCS上で、説明(資料)を提出できない旨を入力する(12/1～コードによる入力)。
 - ・ 原産品申告明細書の提出は不要。

※ 従前どおりの取り扱いでも差し支えない。

2. どこにコンタクト(相談・質問等)すればよい？

○ 原産地規則及び関連する税関手続についてのご質問

⇒ 各税関原産地規則担当部門(41ページ)

○ 今回の日EU・EPA原産地手続の簡略化に対するご意見・ご要望

⇒ 日EU・EPAご意見箱(EPA原産地センター)(40ページ)

○ 輸出貨物についてのEU等からの事後確認(輸出国検証)に関するお問い合わせ

⇒ EPA原産地センター(38ページ)